

**中国から携帯品で持ち込まれた豚肉製品から、  
 アフリカ豚コレラウイルス遺伝子が確認されています！**

これまで、中国からの旅客の携帯品から収去した畜産物（3件）からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が確認されていましたが、新たに、4件の畜産物からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が確認されました（下記の写真です）。また、中国ではアフリカ豚コレラが121か所にて発生しています（2019年1月22日時点）。

つきましては、不要不急の海外渡航の自粛、衛生管理区域への病原体の持込み防止と消毒、異常豚の早期発見及び早期通報等の徹底、アフリカ豚コレラの侵入防止に万全を期すようお願いいたします。



4例目：豚ソーセージ（自家製）



5例目：豚ソーセージ



6例目：豚鶏混合ソーセージ（市販品）



7例目：豚ソーセージ（市販品）



動物検疫所

## 口蹄疫の侵入防止対策を徹底しましょう！

口蹄疫は、現在、国内での発生は確認されていませんが、中国、韓国、ロシアをはじめとする近隣諸国においては引き続き発生が認められており、特にロシアの沿海地方では1月に入り4件、韓国では2件の発生が確認されています（2019年1月31日時点）。また、中国では2月5日が春節にあたるため、その前後では、外国人旅行客等の増加や人や物の往来の活発化により、口蹄疫等の家畜伝染性疾病の侵入リスクが極めて高くなることが予想されます。家畜を飼養する皆様におかれましては、飼養衛生管理基準を再度確認のうえ、特に以下の内容の徹底をお願いいたします。

- 本病発生国への渡航を自粛する。やむを得ず渡航する場合は、畜産関係施設には立ち寄らず、帰国後1週間は農場に立ち入らない。
- 農場に不必要な物を持ち込まない。また、部外者が立入る場合は氏名等を記録する。
- 日々の家畜の健康観察を念入りに実施し、異状を発見した場合は速やかに家保へ通報する。

## 定期報告の提出月です！

家畜の病気の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜を飼育する方は、毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を県知事に報告する必要があります。報告が必要な動物は、牛・羊・山羊・豚・馬・鶏・あひる（アイガモ含）・うずら・だちょう等です。

市町におかれましては、農家等から調査票を回収後、2月18日までに当家保まで提出をお願いします。

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生年月日
口蹄疫	○型 ※3例目はウイルスの種類を検査中	韓国(3件)	牛	平成31年1月28日～1月31日
	○型	ロシア(4件)	牛、豚	平成31年1月24日～1月27日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N2	台湾(6件)	七面鳥、肉用アヒル、地鶏	平成30年12月6日～平成31年1月23日
	H5亜型	ロシア(2件)	家きん、七面鳥	平成31年1月4日～1月21日
アフリカ豚コレラ		中国(8件)	豚	平成30年12月30日～平成31年1月19日
		モンゴル(9件)	豚	平成31年1月9日～1月24日

平成31年2月1日時点



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう！

